

行政コスト計算書作成方法

1 行政コスト計算書作成に当たっての基本的考え方

市の行政活動では、バランスシートに計上される資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスといった行政サービスが大きな比重を占めています。

行政コスト計算書は、これら資産の形成以外の行政サービスに要した現金支出に減価償却費や退職給与引当金繰入などのコストを加え、それがどのような収入で賄われたかを示し、その年度におけるサービスの受益と費用の関係を明らかにしています。

なお、この行政コスト計算書は、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書（平成12年3月公表（自治省）、平成13年3月公表（総務省）」に基づき作成しています。

2 作成手法

（1）作成に用いた基礎データ

行政コスト計算書作成に当たっては、北秋田市、鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町、鷹巣阿仁広域市町村圏組合及び公立合川高等学校組合が作成した昭和44年度～平成18年度の「地方財政状況調査表」（決算統計）と平成18年度北秋田市一般会計歳入歳出決算書を主な基礎データとして使用しています。

（2）対象会計範囲

普通会計（北秋田市にあっては一般会計）を対象としています。

（3）対象年度等

平成18年度を対象年度としています。

なお、出納整理期間（平成19年4月1日～平成19年5月31日）における出納については、3月31日までに終えたものとして取り扱っています。

3 費用の分類

人件費

報酬、給料、職員手当、共済費等を計上しています。

なお、共済費から支出されている退職手当組合負担金は、退職手当の支払いと位置付けられることから、コストの発生ではない（バランスシート上に退職手当引当金として計上されている負債の減少を意味する）ので、人件費から除いています。

物件費

賃金、需用費、役務費等行政サービスを提供する時点で必要となり、短期間で消費してしまうものに要する経費です。

維持補修費

公共用施設等の効用を維持するために要した経費です。増改築等資産の価値を上げるような支出はバランスシートに計上されているため含まれません。

扶助費

生活保護法等の法令に基づき被扶助者に対して給付等を行うための経費です。

補助費等

負担金、補助及び交付金（人件費及び普通建設事業費に計上されるものを除く。）や報償費等、他団体の事業活動を助成することによって行政目的を達成するための経費です。

普通建設事業費（他団体への補助金等に限る）

農協等他団体に支出した補助金や負担金等により資産が形成される場合、バランスシートに計上されず、本計算書にコストとして計上されます。

バランスシートの補足資料となる「普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況（平成18年度）」に記載された数値と一致します。

災害復旧事業費

被災した公共土木施設や農林水産業施設の復旧のために支出された経費です。

公債費（利子分）

元金の償還はバランスシートに計上されている負債の減少であり、コストの発生ではないため、償還利子のみコストとして計上しています。

繰出金

普通会計と公営企業会計の相互間において支出される経費です。バランスシート上で資産計上される定額運用基金等への繰出金については、コストの発生ではないため除いています。

減価償却費

公共用施設等の社会資本は、時の経過に伴って消耗します。

この消耗について、「減価償却」の手続きを適用して減価償却費を計算し、発生コストとして計上しています。

退職給与引当金繰入額

対象年度における退職手当組合負担金の支出額に、退職給与引当金の昨年度比増減を加えたものを計上しています。

不能欠損額

対象年度に行った不能欠損額を計上しています。

4 収入の分類

一般財源等

市税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等を計上しています。なお、繰越金については、前期末からの繰越高に過ぎず、費用や収益と無関係なので除いています。

国庫（県）支出金

バランスシートの資産の部に計上している有形固定資産等の財源として充当したものを除いた国庫（県）支出金を計上しています。

使用料・手数料、分担金・負担金、財産収入、繰入金、諸収入

バランスシートの資産の部の増減にかかるもの以外を計上しています。